

**PATENT COOPERATION TREATY**EO/US  
PCT/JP99/01512**PCT****NOTIFICATION OF ELECTION**  
**(PCT Rule 61.2)**

From the INTERNATIONAL BUREAU

To:

Assistant Commissioner for Patents  
United States Patent and Trademark  
Office  
Box PCT  
Washington, D.C.20231  
ÉTATS-UNIS D'AMÉRIQUE

in its capacity as elected Office

|   |   |
|---|---|
| Date of mailing:<br><b>07 October 1999 (07.10.99)</b>         |   |
| International application No.:<br><b>PCT/JP99/01512</b>       | Applicant's or agent's file reference:<br><b>P99-16</b> |
| International filing date:<br><b>24 March 1999 (24.03.99)</b> | Priority date:<br><b>27 March 1998 (27.03.98)</b>       |
| Applicant:<br><b>IKAWA, Yoji et al</b>                        |   |

## 1. The designated Office is hereby notified of its election made:

in the demand filed with the International preliminary Examining Authority on:  
**13 August 1999 (13.08.99)**

in a notice effecting later election filed with the International Bureau on:  
**\_\_\_\_\_**

2. The election  was

was not

made before the expiration of 19 months from the priority date or, where Rule 32 applies, within the time limit under Rule 32.2(b).

|   |  |
|---|--|
| The International Bureau of WIPO<br>34, chemin des Colombettes<br>1211 Geneva 20, Switzerland<br>Facsimile No.: (41-22) 740.14.35 | Authorized officer:<br><b>J. Zahra</b><br>Telephone No.: (41-22) 338.83.38 |
|---|--|

## 特許協力条約

6T

PCT

## 国際予備審査報告

(法第12条、法施行規則第56条)  
[PCT36条及びPCT規則70]

REC'D 08 MAY 2000

WIPO

PCT

|   |   |                         |
|---|---|-------------------------|
| 出願人又は代理人<br>の書類記号<br>P 9 9 - 1 6                                      | 今後の手続きについては、国際予備審査報告の送付通知（様式PCT/IPEA/416）を参照すること。 |                         |
| 国際出願番号<br>PCT/JP99/01512  | 国際出願日<br>(日.月.年) 24.03.99                         | 優先日<br>(日.月.年) 27.03.98 |
| 国際特許分類 (IPC)<br>Int.Cl' C12N 15/12, C07K 14/47, C12N 5/16, C12P 21/02 |   |                         |
| 出願人（氏名又は名称）<br>大塚製薬株式会社   |   |                         |

1. 国際予備審査機関が作成したこの国際予備審査報告を法施行規則第57条（PCT36条）の規定に従い送付する。

2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で 3 ページからなる。

- この国際予備審査報告には、附属書類、つまり補正されて、この報告の基礎とされた及び／又はこの国際予備審査機関に対して訂正を含む明細書、請求の範囲及び／又は図面も添付されている。  
(PCT規則70.16及びPCT実施細則第607号参照)
- この附属書類は、全部で                  ページである。

3. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。

- I  国際予備審査報告の基礎
- II  優先権
- III  新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成
- IV  発明の單一性の欠如
- V  PCT35条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- VI  ある種の引用文献
- VII  国際出願の不備
- VIII  国際出願に対する意見

|   |   |
|---|---|
| 国際予備審査の請求書を受理した日<br>02.08.99                                      | 国際予備審査報告を作成した日<br>21.04.00                              |
| 名称及びあて先<br>日本国特許庁 (IPEA/JP)<br>郵便番号 100-8915<br>東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 | 特許庁審査官（権限のある職員）<br>小暮 道明 印<br>電話番号 03-3581-1101 内線 3448 |
|   | 4B 9358   |

## I. 国際予備審査報告の基礎

1. この国際予備審査報告は下記の出願書類に基づいて作成された。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に応答するために提出された差し替え用紙は、この報告書において「出願時」とし、本報告書には添付しない。PCT規則70.16, 70.17)

 出願時の国際出願書類

- |   |        |                      |
|---|--------|----------------------|
| <input type="checkbox"/> 明細書 第 _____        | ページ、   | 出願時に提出されたもの          |
| <input type="checkbox"/> 明細書 第 _____        | ページ、   | 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの |
| <input type="checkbox"/> 明細書 第 _____        | ページ、   | 付の書簡と共に提出されたもの       |
| <input type="checkbox"/> 請求の範囲 第 _____      | 項、     | 出願時に提出されたもの          |
| <input type="checkbox"/> 請求の範囲 第 _____      | 項、     | PCT19条の規定に基づき補正されたもの |
| <input type="checkbox"/> 請求の範囲 第 _____      | 項、     | 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの |
| <input type="checkbox"/> 請求の範囲 第 _____      | 項、     | 付の書簡と共に提出されたもの       |
| <input type="checkbox"/> 図面 第 _____         | ページ/図、 | 出願時に提出されたもの          |
| <input type="checkbox"/> 図面 第 _____         | ページ/図、 | 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの |
| <input type="checkbox"/> 図面 第 _____         | ページ/図、 | 付の書簡と共に提出されたもの       |
| <input type="checkbox"/> 明細書の配列表の部分 第 _____ | ページ、   | 出願時に提出されたもの          |
| <input type="checkbox"/> 明細書の配列表の部分 第 _____ | ページ、   | 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの |
| <input type="checkbox"/> 明細書の配列表の部分 第 _____ | ページ、   | 付の書簡と共に提出されたもの       |

2. 上記の出願書類の言語は、下記に示す場合を除くほか、この国際出願の言語である。

上記の書類は、下記の言語である \_\_\_\_\_ 語である。

- 国際調査のために提出されたPCT規則23.1(b)にいう翻訳文の言語
- PCT規則48.3(b)にいう国際公開の言語
- 国際予備審査のために提出されたPCT規則55.2または55.3にいう翻訳文の言語

3. この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでおり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。

- この国際出願に含まれる書面による配列表
- この国際出願と共に提出されたフレキシブルディスクによる配列表
- 出願後に、この国際予備審査(または調査)機関に提出された書面による配列表
- 出願後に、この国際予備審査(または調査)機関に提出されたフレキシブルディスクによる配列表
- 出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった
- 書面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。

4. 補正により、下記の書類が削除された。

- 明細書 第 \_\_\_\_\_ ページ
- 請求の範囲 第 \_\_\_\_\_ 項
- 図面 図面の第 \_\_\_\_\_ ページ/図

5.  この国際予備審査報告は、補充欄に示したように、補正が出願時における開示の範囲を越えてされたものと認められるので、その補正がされなかったものとして作成した。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙は上記1.における判断の際に考慮しなければならず、本報告に添付する。)

V. 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条（PCT35条(2)）に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

|          |                  |   |
|----------|------------------|---|
| 新規性 (N)  | 請求の範囲<br>1 - 1 8 | 有 |
|          | 請求の範囲<br>無       | 無 |
| 進歩性 (IS) | 請求の範囲<br>1 - 1 8 | 有 |
|          | 請求の範囲<br>無       | 無 |

  

|                |                  |   |
|----------------|------------------|---|
| 産業上の利用可能性 (IA) | 請求の範囲<br>1 - 1 8 | 有 |
|                | 請求の範囲<br>無       | 無 |

2. 文献及び説明 (PCT規則70.7)

引用文献1 : WO, 97/28186, A1 (SANOFI) 7.8月. 1997 (07.08.97)

・請求の範囲1-6

引用文献1には、マウスガン細胞由来の蛋白質であって、p53遺伝子ファミリーに関するガン抑制遺伝子によって発現される蛋白質であるSR-p70cが、そのアミノ酸配列とともに記載されている。

ここで、公知の蛋白質のアミノ酸配列に基づいてDNAプローブを作成し、該DNAプローブでヒトのcDNAライブラリーを探索することにより、該公知の蛋白質のヒト対応物をコードするDNAを取得することは、本願優先日前、当業者の技術常識である。

ここで、(1)本願請求の範囲1に係る発明(本願発明1)と引用文献1に記載された発明(引用発明1)の蛋白質は両者ともp53に関連していること、(2)本願発明1と引用発明1の蛋白質のアミノ酸配列数が448と589であること、(3)本願発明1の蛋白質のアミノ酸配列の位置77-403と引用発明1の蛋白質のアミノ酸配列の位置17-346とを比較すると、約70%の同一性を有していることの3点を考慮すると、引用発明1のアミノ酸配列に基づいてDNAプローブを作成し、該DNAプローブでヒトのcDNAライブラリーを探索することにより、本願発明1は当業者が容易に取得し得たものと認められる。

そして、本願発明1の構成を探ることにより、格別顕著な効果を奏するものとも認められない。

したがって、本願発明1は、引用文献1の記載に基づいて、当業者が容易になし得たものと認められる。

同様の理由により、本願請求の範囲2-6に係る発明は、引用文献1の記載に基づいて、当業者が容易になし得たものと認められる。

・請求の範囲7-8

取得したDNAの塩基配列に基づいて、プライマー、プローブを調製することは、当業者が必要に応じて適宜なし得たことである。

そして、本願請求の範囲7-8に係る発明の構成を探ることにより、格別顕著な効果を奏するものとも認められない。

・請求の範囲9-18

取得したDNAを適當な宿主-ベクター系を用いて発現させ、該DNAがコードする蛋白質を取得することは、当業者が必要に応じて適宜なし得たことである。

また、その取得した蛋白質の単なる部分断片を調製することも、当業者が必要に応じて適宜なし得たことである。

そして、本願請求の範囲9-18に係る発明の構成を探ることにより、格別顕著な効果を奏するものとも認められない。

## 特許協力条約

E P O

P C T

## 国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条)  
[P C T 18条、P C T規則43、44]

|                                       |   |                                |
|---------------------------------------|---|--------------------------------|
| 出願人又は代理人<br>の書類記号<br>P 9 9 - 1 6      | 今後の手続きについては、国際調査報告の送付通知様式(P C T / I S A / 2 2 0)及び下記5を参照すること。 |                                |
| 国際出願番号<br>P C T / J P 9 9 / 0 1 5 1 2 | 国際出願日<br>(日.月.年) 2 4 . 0 3 . 9 9                              | 優先日<br>(日.月.年) 2 7 . 0 3 . 9 8 |
| 出願人(氏名又は名称)<br>大塚製薬株式会社               |   |                                |

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条(P C T 18条)の規定に従い出願人に送付する。  
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で 2 ページである。 この調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

1. 国際調査報告の基礎
  - a. 言語は、下記に示す場合を除くほか、この国際出願がされたものに基づき国際調査を行った。
  この国際調査機関に提出された国際出願の翻訳文に基づき国際調査を行った。
  - b. この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでおり、次の配列表に基づき国際調査を行った。
  この国際出願に含まれる書面による配列表
  この国際出願と共に提出されたフレキシブルディスクによる配列表
  出願後に、この国際調査機関に提出された書面による配列表
  出願後に、この国際調査機関に提出されたフレキシブルディスクによる配列表
  出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
  書面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。
2.  請求の範囲の一部の調査ができない(第I欄参照)。
3.  発明の単一性が欠如している(第II欄参照)。
4. 発明の名称は  出願人が提出したものを承認する。  
 次に示すように国際調査機関が作成した。
5. 要約は  出願人が提出したものを承認する。  
 第III欄に示されているように、法施行規則第47条(P C T規則38.2(b))の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1ヶ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。
6. 要約書とともに公表される図は、  
 第 1 図とする。  出願人が示したとおりである.  なし
  - 出願人は図を示さなかった。
  - 本図は発明の特徴を一層よく表している。

## A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））

Int.Cl<sup>6</sup>

C12N15/12, C07K14/47, C12N5/16, C12P21/02

## B. 調査を行った分野

## 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））

Int.Cl<sup>6</sup>

C12N15/12, C07K14/47, C12N5/16, C12P21/02

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

## 国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）

GenBank/EMBL/DDBJ/GeneSeq  
SwissProt/PIR/GeneSeq

## C. 関連すると認められる文献

| 引用文献の<br>カテゴリー* | 引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示  | 関連する<br>請求の範囲の番号 |
|-----------------|--|------------------|
| X               | WO, 97/28186, A1 (SANOFI) 7.8月. 1997 (07.08.97)<br>& AU, 9717275, A & EP, 877758, A2 & FR, 2744455, A1                                   | 1-18             |
| X               | Gene Vol. 112 No. 2 (1992) C. Caron de Fromentel et al.<br>"Rainbow trout p53: cDNA cloning and biochemical characterization" p. 241-245 | 1-18             |

 C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

## \* 引用文献のカテゴリー

「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの

「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの

「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）

「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献

「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

## の日の後に公表された文献

「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの

「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの

「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの

「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

15. 06. 99

国際調査報告の発送日 29.06.99

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/JP)

郵便番号 100-8915

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官（権限のある職員）

小暮 道明

4B 9358



電話番号 03-3581-1101 内線 3448